

「多様な働き方推進に伴う 労務管理上の法的留意点①」

女性や高齢者、外国人など多様な人材が活躍できるよう働き方を見直すために、柔軟な勤務体系や就業形態を検討し、導入する企業が増えています。制度の導入にあたっては、先に成立した働き方改革関連法案を踏まえ、法的に問題の無い中身にすることが求められます。長時間労働を是正し柔軟な働き方を実現するための改正法の概要と、適正な労働時間管理のための留意点を解説します。

開催日時等

日時	平成30年11月7日(水) 15:00~17:00
場所	千葉県経営者会館 4階403 千葉市中央区千葉港4-3
内容	【内容】 1. 労働時間に関する制度の見直し (時間外労働の上限規制、 高度プロフェッショナル制度等)
講師	2. 勤務時間インターバル制度の普及促進等 3. 産業医・産業保健機能の強化 【講師】 弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 荒川 俊也 氏
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者 定員70名
参加費	会員 無料



○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php> より、お申し込みください。
(締め切りは10月31日(水)です。)

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 宇野 TEL: 043-246-1158

E-Mail: unom@chibakeikyo.jp